【いじめ防止に向けた組織(名称:いじめ防止対策委員会)】(別紙1)

- <関係機関>
- \bigcirc PTA
- ○教育委員会
- ○市総合教育センター
- ○社会福祉協議会
- ○児童相談所
- ○人権擁護委員会
- 〇民生委員
- ○警察 など

相互連携 連絡・報告 指導助言

<校 長>

- ○学校内の統制及び総指揮 (いじめに対する学校としての指導方針の提示)
- ○緊急事態の確認・判断
- (いじめ対応の指導体制の確立)
- ○関係機関との連携および説明責任 (解決にむけた取り組みに対する全体指導)

報告





【指示

______ <教 頭>

- ○学校内の統制及び指揮
- (いじめに対する学校としての指導方針の具現化)
- ○いじめ情報の迅速な把握・整理および報告
- (いじめ対応の指導体制の役割分担の確立)
- ○教職員間の共通理解及び適切な指導・助言
- (情報の共有化・共通理解・足並みを揃えた取組み)
- ○保護者・地域・関係機関との連携
- (解決に向けた協力要請)

<教 務>教務主任

- ○年間の運営計画の立案
- (教育相談・いじめに関するアンケートの実施日程 の設定等)
- ○生徒への指導援助
- (日常生活を通して異常の有無の確認)
- ○保護者等との連携

(自己実現が図れるような計画・立案)

(望ましい人間関係や社会性の育成)

(自己理解・他者理解・社会への参画意識の高揚)

<進路指導>進路指導主事

○「生き方指導」の充実

○進路計画の立案

○職業体験等の指導

いじめ対策チーム (いじめを認知した時点で、校長が速やかに設置)

- いじめの情報の迅速な共有
- 関係者への事実関係聴取の指導や支援
- 〇 対応方針の決定
- 役割分担と連携体制の明確化
- 担任・担当への指導や支援
- 保護者との連携
- 関係機関との連携
- 【いじめ対策チームの構成員として想定される外部のメンバー】
- ※ 問題の内容等に応じ、校長が構成員を決定し、参加を要請
 - PTA会長 民生委員 警察 学校医
 - 市総合教育センター教育相談員

- <生徒指導>生徒指導主事
- ○生徒指導体制の企画・運営
- (いじめに関するアンケート作成・実施)

【いじめ防止に向けた基本方針】

い」という風土作り

○いじめの未然防止

○いじめの早期発見

○いじめの早期対応

○「いじめは人間として絶対に許されな

- ○生徒への指導援助
- (日常生活を通して異常の有無の確認)
- ○問題行動への対応・指導
- (情報の収集および対応・指導)
- ○関係者等への連絡・調整
- (解決に向けた協力要請)

- <担任・学年主任・教科担任> ○生徒の実態把握・課題の気づき
- (日常活動・観察・アンケート・訴え等)
- ○生徒への指導援助・保護者との連携
- (適切な生徒への指導援助・保護者との普段からの連携協力)
- ○教室環境の整備
- (整理整頓・落ち着いて生活できる雰囲気つくり)
- ○授業の充実
- (「わかる・できる」授業の実践)

<保健・安全指導>保健主任

- ○保健・安全計画の立案
- ○心身の問題の早期発見
- ○医療機関との連携

<教育相談>教育相談担当・特別支援教育コーディネー

- ター・スクールカウンセラー
- (定期的な実施・適時対応)
- ○特別支援教育の充実

○悩み相談・心のケア

- (インクルーシブ教育の充実)
- ○他の関係機関との連携